

決 算 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所 所 在 地	〒	電話番号
	医 療 法 人 名 代表者の氏名		

年度(年 月 日から 年 月 日まで)の決算を終了したので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

A 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

- 6 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類

B 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること（ただし、10 及び 11 は社会医療法人に限る。）。

- 7 純資産変動計算書
- 8 キャッシュ・フロー計算書
- 9 附属明細表
- 10 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 11 医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 2 提出は毎会計年度終了後 3 月以内である。
- 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。